株式交換に関する事前開示書類

（ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社との株式交換について）

2026 年 11 月 6 日

株式会社日本創発グループ

2026年11月6日

株式交換に関する事前開示書類

（ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社との株式交換について）

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役　藤田　一郎

当社は、2026年10月8日付で、ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社（以下、「ＪＢＳ」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2026年12月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ＪＢＳを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行うこととしました。本件株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

1　株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」のとおりです。

2　交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。

3　株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4　株式交換完全子会社に関する事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3「ＪＢＳの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5　株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式取得による株式会社新和製作所の子会社化

日本創発グループは、株式会社新和製作及びその完全子会社であるムサシパッケージ株式会社の株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社新和製作所
取得株式数	300,000 株
取得価額	2,523 百万円
取得した議決権比率	100.00％
株式譲渡実行日	2026 年 1 月 7 日

② 簡易株式交換による望月印刷株式会社の完全子会社化

日本創発グループは、2026 年 2 月 24 日開催の取締役会において、日本創発グループを株式交換完全親会社、望月印刷株式会社（以下「望月印刷」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換の要旨

1. 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2026 年 2 月 24 日
株式交換契約締結	2026 年 2 月 24 日
株式交換の予定日（効力発生日）	2026 年 3 月 30 日

（注）日本創発グループは、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本株式交換の方式

日本創発グループが株式交換完全親会社、望月印刷が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本創発グループ （株式交換完全親会社）	望月印刷 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1.6
本株式交換により交付する株式数	日本創発グループ普通株式：102,400 株	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

望月印刷の株式１株に対して、日本創発グループの株式 1.6 株を割当て交付しました。

なお、日本創発グループが本株式交換により交付する普通株式は、日本創発グループが保有する自己株式 102,400 株を充当し、新株式の発行は行いません。

4. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

望月印刷は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

③ 株式取得によるエクセルパック・カバヤ株式会社の子会社化

日本創発グループは、エクセルパック・カバヤ株式会社の株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	エクセルパック・カバヤ株式会社
取得株式数	100,000 株
取得価額	2,015 百万円
取得した議決権比率	100.00％
株式譲渡実行日	2026 年 4 月 3 日

④ 株式取得による株式会社イムラサンプルの子会社化

日本創発グループは、株式会社イムラサンプルの株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社イムラサンプル
取得株式数	140,000 株
取得価額	67 百万円
取得した議決権比率	100.00％
株式譲渡実行日	2026 年 4 月 9 日

⑤ 自己株式の取得及び自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による自己株式の買付

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上及び経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行

2. 取得の方法

2026 年 5 月 20 日の終値 542 円（最終特別気配を含む。）で、2026 年 5 月 21 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）において買付の委託を行いました（その他の取引制度や取引時間への変更は行っておりません）。

3. 取得の内容

a	取得対象株式の種類	当社普通株式
b	取得した株式の総数	645,100株 （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：1.36％）
c	取得価額	349,644,200円（1株につき542円）
d	取得日	2026年5月21日
e	取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）による買付

⑥ 株式取得による株式会社脇田コウキ製本の子会社化

日本創発グループは、株式会社脇田コウキ製本の株式を引き受けることにより同社を子会社化しました。

子会社の名称	株式会社脇田コウキ製本
取得株式数	9,700 株
取得価額	294 百万円
取得した議決権比率	97.00%
株式譲渡実行日	2026 年 8 月 17 日

⑦ 株式取得及び簡易株式交換による株式会社メタルクリエイションの完全子会社化

日本創発グループは、2026 年 8 月 17 日開催の取締役会において、株式会社メタルクリエイション（以下「メタルクリエイション」といいます。）の株式を取得し、日本創発グループを株式交換完全親会社、メタルクリエイションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で両社の間で株式交換契約を締結しました。

子会社の名称	株式会社メタルクリエイション
取得株式数	508 株
取得価額	510 百万円
取得した議決権比率	50.80%
株式譲渡実行日	2026 年 8 月 17 日

本株式交換の要旨

1. 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2026 年 8 月 17 日
株式交換契約締結	2026 年 8 月 17 日
株式交換の予定日（効力発生日）	2026 年 10 月 2 日

（注）日本創発グループは、会社法第 796 条第２項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により本件株式交換を行う予定です。

2. 本株式交換の方式

日本創発グループが株式交換完全親会社、メタルクリエイションが株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本創発グループ （株式交換完全親会社）	メタルクリエイション （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	1,700
本株式交換により交付する株式数	日本創発グループ普通株式：836,400 株	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

メタルクリエイションの株式１株に対して、日本創発グループの株式1,700株を割当て交付しました。なお、日本創発グループが本株式交換により交付する普通株式は、日本創発グループが保有する自己株式836,400株を充当し、新株式の発行は行いません。

4. 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メタルクリエイションは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

6　債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第１項の規定の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙１　株式交換契約書（写）

株式交換契約書

2026年10月8日

株式会社日本創発グループ

ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社

株式交換契約書

株式会社日本創発グループ（以下「甲」という。）および ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 10 月 8 日付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（株式交換完全親会社および株式交換完全子会社の商号および住所）

甲および乙の商号および住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）
商号：株式会社日本創発グループ
住所：東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号

乙（株式交換完全子会社）
商号：ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社
住所：大阪市西区南堀江一丁目 4 番 19 号

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式およびその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の普通株式に代わる金銭等として、乙の各株主（ただし、甲を除く。）の保有する乙の普通株式の合計数に 146 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 146 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い、乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は会社法第 234 条の規定に従い処理する。

第 4 条（自己株式の消却）

乙は、法令に従い、基準時までに保有することとなる自己株式（本件株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を消却する。

第 5 条（資本金および準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

（１）増加する資本金の額　　0 円
（２）増加する資本準備金の額　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
（３）増加する利益準備金の額　　0 円

第 6 条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 12 月 1 日とする。ただし、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第 7 条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項および会社法施行規則第 197 条に定める数以上の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合は、甲および乙は協議し合意の上、その対応を決定するものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに株主総会において本契約の承認を求めるものとする。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲および乙が協議し合意の上、これを行う。

第 9 条（本件株式交換の条件の変更および本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲または乙の財産状態若しくは経営状態または権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じまたは明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲および乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、甲の第 7 条第 1 項ただし書に定める場合における会社法第 795 条第 1 項による株主総会および乙の第 7 条第 2 項に定める株主総会において本契約の承認が受けられない場合または法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合は、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲および乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 10 月 8 日

甲　　東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号
株式会社日本創発グループ
代表取締役　　藤田　一郎

乙　　大阪市西区南堀江一丁目 4 番 19 号
ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社
代表取締役　　山根　浩二

別紙２　交換対価の相当性に関する事項

本件株式交換における交換対価の相当性に関して、下記の通り判断しました。

1　株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1)株式交換に係る割当の内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がＪＢＳの発行済普通株式（但し、当社が有するＪＢＳの株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるＪＢＳの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、ＪＢＳの普通株式に代わる金銭等としてＪＢＳの各株主（但し、当社を除く。）の所有するＪＢＳの普通株式の合計数に 146 を乗じた数の当社の普通株式を交付します。

会社名	当社 （株式交換完全親会社）	ＪＢＳ （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	146
株式交換により交付する株式数	普通株式：137,970	

（注）当社は、本件株式交換によりＪＢＳ株式 945 株に対して、当社普通株式 137,970 株を割当て交付いたしますが、当該割当て交付する当社普通株式は当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(2)株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

①　算定の基礎

本件株式交換の株式交換比率の公平性及び妥当性を確保するため、当社は独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、株式会社ＦＹＤ(以下、「ＦＹＤ」といいます。)を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定しました。

ＦＹＤは、上場会社である当社株式については、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行いました。一方ＪＢＳの株式については、非上場会社であることを勘案し、修正簿価純資産法を採用して算定を行っております。

ＦＹＤによる当社株式１株当たりの株式価値を１とした場合の本件株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

当社	ＪＢＳ	株式交換比率
市場株価法	修正簿価純資産法	131.77～174.28

なお、市場株価法 については、最近における当社株式の市場取引状況を勘案の上、2026 年 9 月 25 日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る 1

ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しました。

ＦＹＤは、株式交換比率の算定に際して、各当事者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、各当事者とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含む。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各当事者の財務予測に関する情報については、各当事者の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。ＦＹＤの株式交換比率の算定は、2026年9月25日現在までの情報と経済条件を前提としたものであります。

② 算定の経緯

当社とＪＢＳは、ＦＹＤによる株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意しました。なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

③ 算定機関との関係

ＦＹＤは、当社及びＪＢＳの関連当事者には該当せず、本件株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

以上から、当社は本件株式交換における交換対価は相当であると判断しました。

2 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により、増加する当社の資本金及び準備金の額は、次のとおりです。下記の資本金及び準備金の額は、当社の財務状況、機動的な資本政策の遂行その他の諸事情を総合的に勘案した上で決定したものであり、相当であると判断しました。

① 増加する資本金の額　　0円

② 増加する資本準備金の額　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

③ 増加する利益準備金の額　0円

別紙３　ＪＢＳの最終事業年度に係る計算書類等

第17期

決　算　報　告　書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社
大阪市西区南堀江1-4-19なんばスミソウビル7F

貸借対照表

（2025年12月31日現在）

（単位：円）

資産の部	
科目	金額
【流動資産】	644,993,579
現金及び預金	93,309,090
電子記録債権	9,461,446
売掛金	351,765,255
商品	130,794,721
仕掛品	28,959,532
前払費用	4,166,139
預け金	26,962,218
その他流動資産	496,540
貸倒引当金	△ 921,362
【固定資産】	34,066,756
（有形固定資産）	21,049,587
建物	9,409,824
車両運搬具	2
工具器具備品	11,369,041
土地	270,720
（投資等）	13,017,169
出資金	101,000
長期前払費用	157,116
破産債権等	6,333,634
貸倒引当金	△ 6,333,634
敷金・保証金	6,382,949
その他投資	1,575,000
繰延税金資産	4,801,104
資産合計	679,060,335

負債の部	
科目	金額
【流動負債】	191,302,062
買掛金	143,690,564
未払金	7,459,109
未払法人税等	8,629,300
未払事業所税	566,000
未払消費税等	10,762,600
未払費用	12,160,617
預り金	4,733,872
その他流動負債	3,300,000
【固定負債】	1,058,808
資産除去債務	1,058,808
負債合計	192,360,870
純資産の部	
【株主資本】	486,699,465
（資本金）	80,000,000
（資本剰余金）	307,700,000
資本準備金	184,100,000
その他資本剰余金	123,600,000
（利益剰余金）	98,999,465
その他利益剰余金	98,999,465
純資産合計	486,699,465
負債及び純資産合計	679,060,335

損益計算書

自 2025年 1月 1日
至 2025年12月31日

（単位:円）

	金	額
売上高		1,651,724,815
売上原価		1,222,962,291
売上総利益		428,762,524
販売費及び一般管理費		389,060,402
営業利益		39,702,122
営業外収益		
受取利息及び配当金	168,165	
雑収入	13,127	181,292
営業外費用		
支払利息	488,059	
遅延損害違約金	3,676,200	
その他営業外費用	99,806	4,264,065
経常利益		35,619,349
税引前当期純利益		35,619,349
法人税、住民税及び事業税		8,647,937
法人税等調整額		△ 1,762,201
当期純利益		28,733,613

株主資本等変動計算書　（自 2025年 1月 1日　至 2025年12月31日）

	株主資本									評価換算差額		純資産合計
	資本金	資本剰余金		計	利益剰余金			計	株主資本合計	その他有価証券評価差額	計	
		資本準備金	その他資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金						
						その他剰余金	繰越利益金					
前期末残高	80,000,000	184,100,000	123,600,000	307,700,000	0	0	70,265,852	70,265,852	457,965,852	0	0	457,965,852
当期変動額												
当期純利益				0			28,733,613	28,733,613	28,733,613		0	28,733,613
当期変動額合計	0	0	0	0	0	0	28,733,613	28,733,613	28,733,613	0	0	28,733,613
当期末残高	80,000,000	184,100,000	123,600,000	307,700,000	0	0	98,999,465	98,999,465	486,699,465	0	0	486,699,465

【個別注記表】

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

② 時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

また、自社利用のソフトウェアは、会社所定の利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース資産は有形固定資産に属する各科目に含めて計上しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益に関しては実現主義(出荷基準)、費用に関しては発生主義により費用収益対応の原則に基づいて計上しております。

5. リース取引の処理方法

2008年3月31日以前の所有権移転外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

6. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する事項

1 有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,394,820 円
車両運搬具	2,440,021 円
工具器具備品	41,518,043 円

Ⅱ．株主資本等変動計算書に関する事項

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式数　5,000 株

Ⅲ．1株当たり情報

1株当たり当期純利益	5,746 円	72 銭
1株当たり純資産	97,339 円	89 銭